

6月17日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 12名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	中 村 忠 靖 君		
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 12番議員 滝 沢 幸 映 君

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	川 島 徳 夫 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	橋 本 直 紀 君
子 ども 支 援 室 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 新複合施設についてほか | 宮 入 健 誠 議員 |
| (2) 米の需給調整についてほか | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (3) 防犯活動についてほか | 水 出 康 成 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、12番 滝沢幸映議員から欠席の届出がなされております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 最初に、5番 宮入健誠議員の質問を許します。

5番（宮入君） ただいま、議長の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

改めまして、おはようございます。私たち議員も4年任期のうち、半数の2年が経過しました。この2年間を振り返りますと、正直申し上げて何とか先輩議員についていくのが精一杯でした。後半の2年間にしましては、前半の経験を糧に、町民の皆さんの負託に少しでも応えられる活動を目指してまいりたいと考えております。

また、5月20日に開催されました令和7年第2回坂城町議会臨時会におきまして、議長、副議長の改選がなされ、その後に各常任委員、議会運営委員、特別委員、一部事務組合議会議員の改選・選任が行われ、2年前と同じく気持ちも新たに緊張感を持って臨む所存であります。

さて、今回の一般質問は、新複合施設建設についてと高齢者を取り巻く状況についてお聞きします。

新複合施設建設については、令和6年2月の議会全員協議会において配付されました資料、坂城町新複合施設基本構想・基本計画（素案）概要の新複合施設の設計・建設スケジュールによりますと、6年間の内容が示されており、前半の令和4年度は、坂城町新複合施設の方向性の検討、令和5年度は基本構想・基本計画の策定、令和6年度は基本設計とされており、スケジュールの約半分が経過しました。

後半については、令和7年度が実施設計、令和8年度は建設工事、令和9年度は解体工事（老人福祉センター等）となっており、新複合施設は、令和9年度4月頃の供用開始を目指し

ますと明記されております。目指すとされる供用開始までは、既に2年を切っております。

坂城町においては、平成14年にオープンしましたびんぐし湯さん館、平成27年度の南条小学校の建設以来の、建築面積では大型建設工事となります。今回の新複合施設建設については、住民の関心度も日に日に高まっておりますことから、いくつかの確認をお願いします。

以上のことから、これまでの事業の経緯と今後の事業進捗について、一般質問をいたします。

1. 新複合施設建設について

イ. これまでの事業計画について

1. これまでのスケジュールの状況については。

2. 令和6年度に実施した基本設計の経過と内容は。

3. これまでに実施した事業内容と費用については。

ロ. 今後の事業進捗について

1. 実施設計において検討していく内容は。

2. 環境と省エネへの配慮として、どんな対応を検討しているか。

3. 災害時における福祉避難所としての活用を考えた経緯は。

4. 事業全般にわたり専門的知識を有する人材を確保しては。

5. 多くの町民の交流の拠点となるための施策の考えは。

以上の質問について答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま、宮入議員さんから、1番目の質問としまして、新複合施設建設についてのご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

さて、新複合施設の建設につきましては、少子高齢化や人口減少が進む近年の我が国において、高度経済成長期に建設された多くの公共施設の老朽化対策が全国的に大きな課題となる中、当町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針として平成29年3月に策定しました坂城町公共施設等総合管理計画、令和2年3月に策定しました坂城町公共施設グランドデザインにおいて、老朽化が進む保健センターと老人福祉センターを、複合施設として更新し、福祉・保健機能の強化を図ることとしたところであります。

また、令和3年3月に策定しました坂城町公共施設個別施設計画におきましては、福祉・保健機能に加え、図書館や子育て支援センター機能の付加によるサービスの充実と、幅広い世代のつながりや交流を創出する施設として整備することとして、具体的な検討を進めてきたところであります。

さて、ご質問のイ. これまでの事業計画についてのこれまでのスケジュールの状況についてであります。新複合施設につきましては、令和5年度において、施設が目指す方向性やコンセプトを明確にするとともに、施設的设计案を立案する上で、踏まえるべき基本的な要件を示した坂城町新複合施設基本構想・基本計画を策定したところであります。

また、さきに申し上げました坂城町公共施設個別施設計画における、令和6年度に基本設計、7年度に実施設計、8年度から9年度にかけて建設工事というスケジュールに沿って事業を進めているところであります。

次に、令和6年度に実施しました基本設計の経過と内容についてのご質問であります。まず経過といたしましては、設計業者をプロポーザル方式により、金額だけでなく、基本構想・基本計画に示した諸要件を踏まえ、施設の目指す姿を独自の発想と工夫で具現化できる提案をした業者を選定いたしました。

そして、提案された平面図の素案を基に、施設利用者の皆さんや関係各所の職員と10回にわたるワークショップ形式での意見交換を行い、それらを反映した設計図案を建設委員会においてお示ししてまいりました。

その後、3回の建設委員会を通じて委員の皆さんからご意見をいただくなど、広く施設イメージの共有を図りながら進めてきたところであります。

続いて、基本設計の内容につきましては、多様な人の居場所になる施設、使いやすい施設、わかりやすい施設を目指す施設像に掲げ、平屋建てで子育て、保健、福祉の各部門をつなぐ交流の広場・会議室・図書スペースなどから構成され、伝統的な小屋組の温かみを融合させ、歴史ある街並みと美しく調和するデザインといたしました。施設の構造や全体のレイアウト、各室の配置、備えるべき機能や設備などについては、先ほど申し上げましたように、様々な皆さんからのご意見を踏まえながら取りまとめ、本年3月に設計が完了したところであります。

今回の基本設計では、平面図だけではわかりにくい、施設や空間のスペース、広がりをつまえていただきやすいよう、パース図を積極的に用いる中で、イメージの共有を図ってきたところであります。

また、本年3月28日に開催しました基本設計に係る住民説明会において頂戴したご意見につきましては、今後の実施設計の中で活かせるものは考慮してまいりたいと考えております。

次に、これまでに実施した事業内容と経費についてのご質問であります。令和5年度は、基本構想・基本計画の策定支援及び用地測量に係る委託料が約1,740万円、視察や会議など建設委員会等に係る経費が約27万円、令和6年度は、基本設計業務及びコンストラクション・マネジメント業務等に係る委託料が約4,180万円、建設委員会等その他の事務経費が約36万円であります。

続いて、ロ、今後の事業進捗についてのご質問にお答えいたします。

初めに、実施設計において検討していく内容といたしましては、建設委員会をはじめ、町民の皆様のご意見をいただきながら決定した、施設の役割や規模、構造、レイアウトといった基本的な枠組みの中で、細やかな設備や備品などを検討してまいります。

次に、環境と省エネへの配慮としてどのような対応を検討しているかのご質問であります。

が、新複合施設においては、空調や動力、照明等、高効率、省エネルギーに優れた機械設備やシステムを採用することとしており、基本設計における環境性能としましては、省エネによる一次エネルギーの消費量削減率50%以上のZEB Readyとしておりましたが、実施設計におきましては、委員の皆様からご意見をいただき、太陽光発電設備及び蓄電池設備による創エネについても進めてまいりたいと考えております。

次に、災害時における福祉避難所としての活用を考えた経緯はに関するご質問にお答えします。

町地域防災計画におきましては、施設に統合される保健センターは救急活動拠点施設に、老人福祉センターは要援護者収容施設に指定されており、複合施設建設後はこの二つの施設が同じ施設となりますので、医療や福祉に係る人的・物的な対応が比較的容易にできる状況にあることから、一般の方を受け入れる避難所とは区分した福祉避難所としての役割が期待できるものと考えているところであります。

また、福祉避難所につきましては、主に高齢者や障がい者、乳幼児など、要配慮者の受入れが想定され、内閣府令が定める基準では、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等を受けることができる支援体制の整備や、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていることとされておりますが、新複合施設につきましては、耐震性や耐火性、耐久性など施設の安全性はもとより、バリアフリーで空調も完備し、停電時に備えた非常用発電機を整備するほか、水や食糧など一定の備蓄についても対応してまいりたいと考えております。

こうした点を踏まえて、今後、具体的な対象者の範囲や避難所の指定について、福祉関係部局や防災担当部局も交えて検討を進める必要があると考えております。

次に、専門的知識を有する人材の確保についてのご質問であります。新複合施設につきましては、異なる役割を担う施設が複合化されることで、それぞれの機能を果たしながらも、相乗的な効果を発揮するための連携が図りやすくなることに加え、施設を訪れる皆さんが快適にお過ごしいただけるとともに、新たな交流を促進する空間づくりが求められており、ハード、ソフトの両面での専門的知識が必要となっております。

こうした点に鑑み、町では、発注者の立場で事業全体をサポートしていただくため、ほかの複合施設建設に携わるなど豊富な経験を有する建築設計事務所及びソフト事業の構築に実績がある特定非営利活動法人による共同企業体にコンストラクション・マネジメント業務を委託し、着実な事業進捗を図っているところであります。

これまでの基本設計段階におきましても、コンストラクション・マネジャーは、設計業者との打合せには必ず同席し、基本構想・基本計画で示した要件に合致した設計がなされているか、施設規模等に照らした法的要件をクリアしているかなど、専門的・技術的観点での助言に加え、

ワークショップにおける意見の取りまとめや設計への反映についても支援をいただいていたところであり、今後も専門的知識を有する設計業者と町との仲介役として、ハード、ソフトの両面でのサポートをお願いしたいと考えているところでもあります。

最後に、多くの町民の交流の拠点となるための施策の考えはについてのご質問ですが、新複合施設につきましては、単なる建物の整備にとどまらず、これまでの町の施設にはない、町民の皆様が世代や立場を超えて集える空間を広く配置しており、それぞれの方が思い思いに過ごしていただけるとともに、子どもから高齢者まで多様な世代が集うコミュニティ活動の拠点になるものと考えているところでもあります。

また、隣接する図書館や文化センター等と連携して、新たな交流や生きがいづくりを促進する場としても期待しているところであり、こうした効果を最大限に生み出せるよう、新たな発想の下、どのような施策ができるのか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、これからの実施設計においては、施工に向けた細部の詰めを行っていくとともに、関係者とのヒアリングなどで寄せられた意見などを勘案し、建設委員会で確認をいただく中で、必要に応じて住民説明会の開催を検討してまいりたいと考えており、引き続き基本構想・基本計画に沿って、全ての人が安心できる居場所になるとともに、人がつながり、笑顔がつながる *well-being* の実現空間となるよう検討を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

5 番（宮入君） 1 点、再質問をお願いしたいと思います。資料、坂城町新複合施設基本構想・基本計画（素案）概要の中で、新複合施設の延床面積の上限を 3 千平方メートル、建物本体工事費の上限を 18 億円とすると明記されておりますが、ただし、外構・造成、什器・家具備品工事、立体駐車場、連絡通路、防災倉庫は別途と明記されております。

1 として、事業計画当初より別途とした理由について。

2、供用開始までの時間を考慮し、基本構想や基本計画を踏まえた今後の建設スケジュールと、それに伴う予算計上の時期についてお聞きします。

以上の質問について答弁をお願いします。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

ご質問の外構・造成工事などの事業計画を本体工事と別途とした理由につきましてですが、本事業の主体となるものは本体の建設であり、本体の形状や配置により、外構や造成工事は大きく変わってまいります。先ほど町長から答弁いたしましたとおり、本事業の設計につきましては、設計業者それぞれの提案を審査するプロポーザル方式により決定いたしました。一定の条件を設け、施設本体を中心に広い視点で独自の発想や工夫により、建設事業全体の提案を促す観点からも、外構・造成工事などについては別途としたところでございます。

次に、今後のスケジュールなどについてのご質問ですが、新複合施設の本体工事を令和 8 年

度に、既存施設の解体工事及び外構工事等を令和9年度に実施する予定であり、予算につきましても、各工事の実施年度に合わせて計上してまいりたいと考えております。

5番（宮入君） ただいまは、町長並びに担当課長より、各項目再質問について丁寧な答弁をいただきました。私も民間企業時代において工場建設に携わった経験から、建設工事が始まりますと、当然のごとく大小様々な問題が発生し、それに直面することになると思います。その際のスピード感を持った対応がスケジュールの状況に大きく影響します。本格的な建設工事の日程が開示された頃に次なる一般質問を予定したいと思い、次の質問に移ります。

2. 高齢者を取り巻く状況について

昨年、2024年は、働き方改革における物流問題が取り上げられました。また、6月5日の信濃毎日新聞には、2024年に生まれた子どもの数、出生数は68万6,061人で、1899年の統計開始以降、初めて70万人を割り込んだ。前年、2023年との対比においても、4万1,227人（5.7%）減で、全都道府県で減少したと報じました。

今年、2025年問題としては、日本人口の約5人に1人が75歳以上となり、いわゆる団塊の世代が全て後期高齢者となり、超高齢化社会において医療・介護・経済に影響を及ぼすとされており、2040年代には第二次ベビーブームに生まれた方が65歳を迎え、さらに高齢者の割合が高まると予想されております。

坂城町においても、令和6年3月に高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画が、第8期計画の「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の基本理念を継承して開始され、今年が3か年計画の2年目となります。その中で、今回は高齢者福祉計画に関連した内容についてお聞きします。

イ. 高齢者等の状況について

1、直近過去3年の人口と高齢化率の状況は。

2、高齢者世帯の状況は。

3、独居高齢者への支援については。

ロ. 高齢者が元気で生活するために

1、元気高齢者の活動の場は。

2、介護予防の取組状況は。

3、健康への関心を高める施策は。

ハ. 自治区に於ける活動状況について

1、シニアクラブの現状は。

2、高齢者祝賀会の内容と状況は。

3、各自治区への働きかけは。

以上の質問について、答弁をお願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 2. 高齢者を取り巻く状況についてのご質問に順次お答えいたします。

我が国の総人口に占める高齢者の割合は、昭和25年以降、一貫して上昇傾向にあり、昭和60年には10%、平成17年には20%を超え、令和6年10月1日現在は29.3%で過去最高を記録しており、高齢者を取り巻く状況は、医療・福祉の在り方、社会保障制度の財政、経済活動への影響など様々な課題が挙げられ、今後、地域で支える地域包括ケアシステムがますます重要となってくるところであります。

初めに、イ. 高齢者等の状況についてのご質問であります。当町における過去3年の人口と高齢化率は、県が公表する市町村別人口高齢化率等の状況によりますと、いずれも4月1日現在のもので、令和5年は人口1万3,467人、高齢化率36.9%、6年は人口1万3,267人、高齢化率37.3%、7年は人口1万3,014人、高齢化率37.8%と、人口減少と高齢化は年々進行している状況であります。

また、高齢者世帯の状況につきましては、施設入所等を除く一般世帯のうち、高齢者の単身あるいは夫婦のみの世帯数は、直近の国勢調査の結果に基づきますと、令和2年の1,592世帯を基準に、10年前の平成22年は1,255世帯で337世帯の増加、さらに20年前の平成12年800世帯と比較しますと、約2倍となっています。

当町の一般世帯に占める高齢者夫婦世帯の割合は、令和2年16.8%であり、全国11.7%、長野県13.6%と比較していずれも上回っており、全国の世帯状況を見ましても3世代の同居世帯は減少する一方、高齢者のみの世帯は増加傾向にあることから、これらの対応や支援が地域や行政に求められています。

また、高齢者の単身世帯、いわゆる独居高齢者への支援といたしましては、民生児童委員さんの見守りをはじめ、安心して地域での生活が継続できるよう、必要とされる方に高齢者の福祉サービスを案内し、ご利用いただいております。

サービスの一つとして、ご自身や遠方で暮らすご家族が、独居者の健康や生活面についての不安などを少しでも和らげるため、独居の申出をいただいた方を対象に、保健師や看護師が自宅を訪問し、疾病予防や健康相談・生活指導などを行う訪問事業を町社会福祉協議会に委託し実施しており、あわせて社会参加への働きかけや人とのふれあう機会を提供しています。

また、独居高齢者の見守り事業として、24時間対応可能なあんしん電話を無料で貸与し、緊急時の駆けつけと体調に関する相談を受けるほか、昼食時に安否確認を併せて行う配食サービスを実施しているところであります。

次に、ロ. 高齢者が元気で生活するためにのご質問にお答えいたします。

高齢化の進展に伴い、人生100年時代を見据える今、定年後も元気な高齢者は多く、これらの高齢者が社会を支える側になることや、趣味やボランティアをはじめとする地域活動等、

積極的に社会と関わっていくことが重要となっております。

ご質問の、元気な高齢者の活動の場といたしましては、生涯学習やシニア大学、スポーツ交流等様々な活躍の場がありますが、高齢者が生きがいを持ち、いつまでも自立して暮らすための社会参加の一つに、自らの知識や経験を生かし活躍できる、地域のシルバー人材センターがあります。

このシルバー人材センターは、年齢に関わりなく生涯現役で活躍できる就業の機会を確保・提供し、会員同士の交流や健康の維持増進を図るとともに、地域社会に貢献する組織として地域のニーズに応える事業展開が行われています。

町では、町民の方が会員にもなります、更埴地域シルバー人材センターの運営に携わるとともに、元気で就労意欲にあふれ、豊かな経験を持つ高齢者の方が安心して働ける地域社会を目指しており、今後、さらに高齢者の社会貢献活動は期待されているところでもあります。

次に、介護予防の取組状況といたしましては、要介護認定前的高齢者を対象に、参加者同士が楽しみながら健康体操や脳トレを行ういきがい広場の活動は、加齢に伴い誰もがなり得る認知症の予防にも効果があるとされており、要介護状態への移行抑止につながっております。

また、高齢者の健康増進を図り、心身の多様な課題に対しきめ細かな支援を行うため、75歳以上の後期高齢者保健事業と、74歳までの国民健康保険被保険者に対する保健事業、介護保険制度における地域支援事業とを、町が一体的に実施する仕組みにより、効果的な健康づくりを推進しているところであります。

この事業は、高齢者一人一人の健診データや医療・介護等の情報を基に、地域の健康課題を分析するとともに、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、栄養士の訪問指導に加え、健康に関する講座や学習会を開催するものであります。

この中でも、身体への負担が少なく椅子に座ってできる筋力低下予防の体操と、血圧や食についての学習会を組み合わせた血流アップ体づくり講座や、心電図に異常所見が見られる方を対象に行う心電図学習会では、健診結果と生活と食の関係を結びつけた学習により、疾病の重症化予防や介護予防にもつながっているところであります。

次に、健康への関心を高める施策といたしまして、いつまでも健康で長生きしたいという理想の実現化に向け、最も重要なのはご自分の健康状態を知っていただくことであり、65歳から74歳までの国民健康保険加入者には、特定健診の受診勧奨を行い、受診後も結果についてわかりやすく説明し、より健康に興味を持っていただけるよう努めているところであります。

さらに、ストレッチ&ウォーキング教室やストレッチヨガ教室といった運動教室では、体を動かすことだけでなく血圧と体脂肪を定期的に測定することで、基準値との比較による変化を確認できるため、ご自分の健康状態を把握し参加者自らが健康を意識する健康づくりに取り組んでおります。

続きまして、ハ、自治区における活動状況についてのご質問にお答えいたします。

初めに、シニアクラブについてのご質問ですが、シニアクラブは、地域のつながりや生きがいづくり、世代間交流への積極的な参加などにより、健康で明るい地域づくりの推進を図る高齢者の自主的な組織として、幅広い活動を行っています。

町シニアクラブの主な活動内容といたしましては、マレットゴルフやスマイルボウリング、カラオケ大会の開催、町文化祭への参加のほか、草刈りや清掃作業、地域の環境整備など、高齢者が生き生きと様々な場面で活躍されております。

令和6年度におけるクラブ数は9クラブ、会員数は824人ですが、クラブ数及び会員数は年々減少している状況であります。

全国的にもこれらの数は減少傾向にあり、その理由として高齢化が進む中で役員の後継者不足によるクラブの解散や、高齢者の生活の変化に伴い活動範囲が広がったことによる新規加入の減少が挙げられています。

町におきましては、シニアクラブと懇談の機会を設けており、シニアクラブの活動が会員同士の交流を深め、孤立防止や地域での防災力強化につながるといった、地域の支え合いの役割を担っていただいていることから、その存在は、地域コミュニティーを維持するためには重要なものであると考えております。

次に、高齢者祝賀事業についてのご質問ですが、本事業は高齢者の長寿を祝い、地域住民が集い一層の結びつきを深めるために、各地区等が実施主体として祝賀行事を行った場合に、その経費の一部を町が補助しているものであります。

各地区における祝賀行事の実施状況につきましては、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行した直後であり、高齢者への感染や重症化が心配されたことから、実施した16地区のうち、公民館等に高齢者を招き食事会などを行った地区は2地区でありました。

しかし、6年度におきましては、実施した14地区のうち7地区が様々な催しを企画し、高齢者同士のつながりや区民を交えた温かい雰囲気の中親睦を深め、楽しい時間を過ごされたとお聞きしております。

このように徐々に地域の行事等もコロナ禍前の事業形態に戻りつつあり、対面での会話や多世代の交流は、顔の見える関係を築くことができ、日頃からの関わりが増えることで、防災の面でも役立つものと捉えております。

次に、これらの活動に関する自治区への働きかけといたしましては、町内全区長・分館長宛てに高齢者祝賀事業の実施について、補助金制度の案内を通知し、より多くの地区で開催されるよう周知に努めているところであります。

また、この事業を有効に活用して地域の結びつきをさらに深めていただきたいことから、既に実施している地区の事業内容やその成果を共有できるよう、広報や町ホームページへの掲載

により広くお伝えしていきたいと考えております。

加えて、このような行事だけでなく、高齢者が自らの健康を意識し、仲間と一緒に活動する地域支援グループについては、地域の一員であれば誰でも参加でき、活動内容をグループ内で検討し決定できるため、地域の特性に応じた活動を行っています。

これらの活動につきましても、各地区において実施の輪が広がり、新たなグループの立ち上げにつながるよう、社会福祉協議会が地域との関わりの中で活動の紹介や相談を行い、町におきましてもグループの継続と、活発な活動への相談支援に努めているところであります。

今後も日本の高齢化は進み、元気な高齢者が支援を要する状態になっても、住民同士のつながりや支え合いにより、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、社会福祉協議会をはじめとする関係機関や団体との情報共有・連携により、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の基本目標でもあります、高齢者が生きがいや役割を持ち、安心して自分らしい生活ができる地域づくりの構築に向け、様々な福祉施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

5 番（宮入君） ただいまは、担当課長より各項目について丁寧な答弁をいただきました、私も2022年から2023年の2年間、地元地区の公民館長を経験いたしました。その中で高齢者祝賀事業において、いかに多くの住民に事業に対する興味を持ってもらうかが最大の課題でした。幸いにもご協力いただいた関係者の多大なるご尽力もあり、参加者の方からよかったよというお褒めの意見もいただきました。

このことから、町内27の自治区における情報の共有化を図り、高齢者の参加意識が少しでも高まればと考えます。町におきましても、自治区とさらなる連携を図っていただき、高齢者を対象とした催物の開催・検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間、休憩をいたします。

（休憩 午前 9時41分～再開 午前 9時51分）

議長（中嶋君） 再開します。

次に、11番 朝倉国勝議員の質問を許します。

11 番（朝倉君） ただいま、議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

今回、私の質問は、米の需給調整についてと放置竹林の二つのテーマについて質問を行いたいと思います。

第1点目は、今、全国の家庭で主食でありますお米が高騰し、各家庭では大変苦慮をしております。今テレビを見て、5キロのお米、備蓄米をお買いになって、前日の夜から並んで買っていていただく、そういう人が非常に増えているという大変苦慮している状態が毎日放映されているわけです。そんなことでございますので、この改善については、国民的な課題として議論が

巻き起こっておるところでございます。まさに百家争鳴の議論がマスコミや政界においても展開をされているところでございます。

お米は、私どもの主食の食料であります。ご案内のように、我が国では1942年に政府が米や麦等の生産、流通、価格を管理する制度として制定し、戦時中の食糧不足を背景に、食糧管理法が制定されました。1995年にはこの食糧管理法に大変な赤字が発生いたしまして、それに伴い食糧管理法は廃止され、その後、食糧法が制定されたことは、ご存じのとおりでございます。

この法律の施行に伴い、米の流通は国の管理から自由化され、市場の原理に基づき価格も決定する形となりました。しかし、米の価格を維持する中で、農家で再生産ができるように需給調整政策、いわゆる減反政策は半世紀にわたり現在まで継続して続け、展開されておるところはご承知のとおりでございます。

我が国では、水田でのお米の生産はフル生産をいたしますと約1,400万トンの生産が可能です。現在の国民全体の消費量を考えますと650万トンから700万トンと言われており、フル生産をすると多くの余剰米が発生し、価格は暴落する可能性があります。そのために、政府は水田の面積の約45%を減反して、転作の作物の栽培による価格維持ができるような対策として、減反政策や需要調整政策が実施されているところであります。

ところが、近年の異常気象による高温障害が水稻栽培にも大きな障害が発生させ、令和5年度は全国的に大きな減収の発生を見ました。必要量に対して約40万トンから50万トンの減収と言われております。その影響がありまして、お米の先食いが市場で発生し、昨年、今年と市場での米不足による価格の高騰の異常が全国の家庭を巻き込んで大問題へと発展した経緯と理解をしているところであります。

現状は、主食であるお米が高騰というよりも、暴騰に近い値上がりであります。まさに平成5年の冷夏による米の高騰と同様な実態であります。今回は売価が2倍に跳ね上がり、他の食品の値上がりも含めて考えますと、全国の家庭では大変な出費の増加でございます。そのために、エンゲル係数も昭和51年以来28.3%と最大値を記録しております。この状況は大変な異常の状態であり、国民的にも早急に政府に手だてをしていただいて、適正な価格と適正な量を市場に整備し、混乱の終息を図るべきと考えるところでございます。

そこで、今回のこの事態を招いた原因を私なりに分析してみますと、生産量と米の消費量についてですが、米の消費量は年間640万トンから700万トンと言われております。消費量は食事の洋食化が進行して、昭和62年では1人当たり118.3キログラムであったと言われておりますが、令和5年では51.1キログラムと半減している状況であります。この消費量の激減に対応するために、需給調整政策による減反政策が開始され、特に今回インバウンドの増加で消費量が増えたんじゃないかという指摘もございますが、これも調べてみますと、令

和5年では前年比34%の増加と言われておりまして、推定で7万トン程度が増加していると。もうこういうことが言われておりまして、全体に占めるインバウンドの割合は0.4%程度と言われておりまして、今回の米騒動にはあまり影響のない数字であるというふうに専門家は言っております。

続きまして、米の生産量と農地の状況を考えてみますと、米の生産量についてですが、我が国での水田でフル生産した場合は1,400万トンの生産が可能と言われておりますけれども、今回の消費量の関係からすると45%ぐらいの減反をしないと米がだぶだぶになりまして、米価の下落につながってしまうということで、減反政策を続けております。

水稻栽培と他の畑の状況を分析してみますと、1ヘクタール未満の農地は52%で水田の面積が8%だそうです。それから30町歩以上の農地は2.4%で水田面積44%であります。したがって、中山間地に圃場が多いということが理解できるところであります。

また、兼業農家が大幅に減少いたしまして、大手の担い手の専業農家が誕生しております。後継者の不在、米価の下落により、専業の担い手が地域でお米の生産の主力として頑張っている傾向が強いわけでございます。

また、土地の所在地別では、中山間地35万戸、平地農家2万戸で、この土地の状況を見ましても、中山間地に多く点在しておりまして、この部分におきましては、耕地の整備が進んでいない状況でございますので、なかなか近代化した農業が難しいという現状でございます。

それから、お米の原価について考えてみますと、お米の原価でございますが、一番安いと言われていたところがアメリカのカリフォルニアのお米であります。原価はキロ100円であります。日本で最先端の水稻栽培をしている農家は、田植をしないで直まき栽培をして省力化を図っている農家の方の原価がキロ170円だそうです。この栽培地は、私どもと同じような中山間地であります。このようなことから、進んだ農法をやっている日本の農家であってもですね、外国産との原価の差がまだ非常に多いという状況がわかります。

1942年から1995年までの食糧法の下で、米の生産、流通、消費の管理を国が統制していましたが、消費の大幅な落ち込みにより赤字が拡大、1995年に食糧法は改正され、食糧法が制定されたわけですが、食料の安全保障の観点から、米・麦といった国内の主要作物についての流通や価格安定を図る目的で新たに施行された食糧法でありますけれども、栽培面積の指示以外は民間にシフトされ、市場原理による流通、価格の決定等が民間の中で動いております。これが現在に至っております。

食糧法の制定により、お米は自由に売買ができるようになり、米の流通も大幅に変化し、専業農家とお米の販売店の直接取引が活発化し、下落していた価格は今回の米不足により価格の高騰、市場での米不足が発端となり、量の確保が流通過程で激化。それが価格の上昇へとかじを切り、令和5年の大幅減収と異常気象による収量の低下が年々続いているという状況の中で、

お米の量の不足から価格の高騰の仕組みになったものと考えております。

昔から米価の価格は非常に供給がだぶつくと下落し、量が少なくなると高騰すると言われております。今回もまさにその状況が現れたものではないかというふうに考えております。

次に、お米の保存、賞味期限について考えてみますと、保存はもみ保存か玄米保存のいずれかになりますが、小規模農家では常温でのもみ保存がおおく、規模が大きくなると玄米保存が主流となります。

お米は、保存時から酸化が始まりますので、適切な管理が必要になります。そのため、温度、湿度、場所の設定が重要なファクターになります。備蓄米では、保存が長くできるように温度は15度、湿度は60%から65%の冷暗な場所で管理を徹底しております。お米は10度から酸化が始まります。また、15度から25度で虫が発生する状況になります。

長期の保存には、温度、湿度、場所の管理が求められます。賞味期限についてでございますが、精米後25度で2か月、20度で3か月、15度で5か月、未開封のお米は6か月、精米後は1か月から2か月が賞味期限と言われております。このようなことから、お米は収穫から酸化が始まり、劣化が進行します。したがって、保管設備の整った施設での管理をしないと食味が落ちますので、流通には誰でも参入できるわけではなく、保管庫が必須条件となります。したがって、今回の価格高騰は市場の米不足が最大の原因ではないかと考えます。

このように価格高騰の原因を私なりに調査をしてみました。まとめますと、一つは米が食糧法の施行により自由に取引ができる形になり、国は価格維持と生産量の過剰をなくするために減反政策を継続してきておりますが、作付面積を管理するだけでうまく回るとような判断で、収量の精査や市中在庫の把握が食糧事務所の縮小等により、この情報把握が曖昧で、特に高温障害での継続した現象に対する処置が適切でないため、現在お米の不足となり、それが価格高騰へとつながったものと思います。

政府は、作付面積のみの関与ではなく、農家の販売価格、消費者への購入価格についても市場での適正価格での流通ができるように、価格についても今後何らかの関与ができる仕組みづくりが必要ではないかと考えたところでございます。

そこで、町の需給調整、いわゆる減反政策の状況について伺いたいと思います。

イ．需給調整について

- 1、令和6年度における水田栽培可能面積は。また、主食米、加工米、飼料米の作付面積は。
- 2、転作品目上位5品目は。面積ベースでお願いしたいと思います。
- 3、荒廃している水田の面積は。
- 4、過去5年間の減反政策の重点実施事項は。

ロ．転作補助金の推移は

- 1、国・県からの補助金はあるのか。

2、令和6年度における町の転作補助金の交付実績及び交付対象面積は。

ハ、米の需給調整政策に対する考え方は

1、食料需給率の向上、水資源の涵養や洪水防止、主食の米価安定に対するため、国の支持の下で行われている米の需給調整は、早急に廃止して米の増産にかじを切るべきと考えるが、町の考えは。

2、町も新たな農業施策を立案して事業化を希望するが、その考えは。

以上について、町の考え方をお伺いしたいと思います。

町長（山村君） ただいま、朝倉議員さんから1番目に質問としまして、米の需給調整について、イ、ロ、ハとご質問いただきました。その質問の前に、大変詳しく現状分析もしていただきました。私からは、イ、ロ、ハの中のハの米の需給調整政策に対する考えはについてお答え申し上げます。イとロにつきましては、担当課長から答弁いたします。

今お話がありましたように、現在、全国のスーパーにおける米の平均価格が、昨年の2倍を超える高値となっており、まさに令和の米騒動として、連日マスコミが報道しております。政府におきましては、3月以降、米の需給を緩和させるため、備蓄米の放出を行い、米の価格引下げに向けて取り組んでいるところであります。

こうした状況の要因として、農林水産省は、JA全農など主要な集荷業者を通る従来の流通経路に米が集まらず、一部の業者が高値で買い占めたことが原因の一つと考えられるとしている一方で、民間のシンクタンクでありますキヤノングローバル戦略研究所研究主幹の山下一仁氏は、「国（農水省）による減反政策や現在の需給調整の失敗で米の供給量が不足している」とし、国あるいは農林水産省とは全く異なる見解を示されています。

また、国では6月5日に米の安定供給に向け、米政策の在り方を議論する関係閣僚会議の初会合を開催いたしました。昨年から続く米価上昇の原因や政府の対応を検証して、課題の洗い出し作業が行われ、来年夏に具体的な方向性が集約される予定となっております。

さて、ご質問のお米の需給調整を廃止し、増産へかじを切る考えについてであります。米の需給調整につきましては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律を根拠とする米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針に基づき、国・県・町が足並みをそろえて進めている施策で、減少人口や食の多様化が進む昨今において、長期的に米の需要量が減少していくという予測の下、過剰な供給を未然に防ぎ、適正量を生産することによって需給バランスを保ち、米価の安定を図ることを目的とした制度であります。

冒頭申し上げました山下一仁氏は、需給調整を廃止して米を増産し、米不足の解消を図るとともに、積極的に米の輸出を行う一方で、有事の際には輸出分を国内に流通させることにより、国内の食料供給体制を強固にすべきである旨の見解を示されています。

米の需給調整につきましては、先ほども申し上げましたとおり、法律を根拠に国・県・町が

足並みをそろえて実施するものでありますが、現在の米不足の状況から、現在の国の需給調整制度につきましては、何らかの対応が必要ではないかと考えるところであります。

さきに申し上げました関係閣僚会議では、石破首相が「消費者が安心する価格で米を提供するとともに生産性向上を通じて安定的な供給を実現することが必要である」と述べる一方で、「単純な増産では米価が下がり過ぎて農家が農業を続けられなくなるという懸念から、農家への所得補償も検討する」としております。

ここに来て、需給調整制度の変わり目の時期に来ていると思われますので、町といたしましても、今後の国の動向について注意深く見てまいりたいと考えております。

続きまして、町も新たな農業施策の立案と事業化をとのご質問であります。現在、当町における水稻栽培は、少数の大規模農家が町内一円における多くの水田の耕作を一手に引き受け営農・管理をしている状況が多く見受けられます。

しかしながら、当町のように小規模・不整形な水田が多く存在する地域では、農地の集積化・集約化による生産の合理化を図ることが難しく、米の生産によって農業所得を伸ばすことも容易ではない状況にあります。

町といたしましては、今後、農業従事者や農業関係団体の皆さんから、農業生産に関する課題についてご意見をお聞きしたり、国の施策を考慮する中で、町独自の農業振興策や支援策等についても研究してまいりたいと考えております。

先ほど申し上げました講演会におきまして、キャノングローバル戦略研究所は、私もよく存じ上げている研究者がいっぱいおられるんですけれども、理事長の福井俊彦さん、この方は元日銀総裁であるわけですが、彼ともいろいろ話をしました。それから、山下さん以外に、朝倉さんも多分よくご存じの宮家邦彦さんですね。元外交官で、今は経済評論家です。彼ともいろいろ話しました。宮家さんからは、こういうことを言われました。一気に国の政策が変わるということは、短期的には非常に難しいかもしれないけれども、あなたのような人口1万4千人ぐらいの坂城町でしたら、国を施策を踏まえて独自の施策を講ずることができるんじゃないかというふうに大いに激励をされてまいりました。いろんなことを含めて考えていきたいと思っております。

また、もう一つ我々が考えなければいけないのは、坂城町はものづくりの町でもあります。限られた土地を有効活用し、農業のみならず、工業、商業などを含めた産業振興を図りながら、バランスの取れたまちづくりを進めていく必要もありますので、今後、こうした全般的なことを考えながら対応してまいりたいと考えております。

商工農林課長（北村君） 1. 米の需給調整についてのご質問のうち、イ、ロについて順次お答えいたします。

まず、イ. 米の需給調整の状況に関するご質問の令和6年度における水田栽培可能面積につ

きましては、実際に、主食用米、加工用米、飼料用米が作付された水田のほか、麦や野菜、大豆等の転作作物が作付された水田、並びに作付されていませんが、適切に管理されている水田及び軽微な作業により作付可能な状況に復旧できる水田の面積の合計で、町内全体で226ヘクタールとなります。そのうち、米の作付面積につきましては、食用米が105.2ヘクタール、加工用米が1ヘクタール、飼料用米が3.2ヘクタールとなっています。

続いて、転作物目の上位5品目といたしましては、令和6年の作付面積ベースで最も多い品目が麦で32.2ヘクタール、2番目が野菜で13.7ヘクタール、3番目が大豆で4.4ヘクタール、4番目が飼料用米で3.2ヘクタール、5番目が花卉・花木で1.5ヘクタールとなっています。

続いて、荒廃している水田の面積についてであります。荒廃農地の状況確認を目的に例年8月に実施している農地パトロールの集計結果によりますと、刈り払い機などで除草・細木の除去を必要とする程度の荒廃水田は町内全体で12.2ヘクタール、重機やチェーンソー等を使用して立ち木の伐倒や抜根を必要とする荒廃水田は4ヘクタールでございます。

なお、これらの面積には、明らかに山林化しており、農地として復旧困難な水田は含んでおりません。

続いて、過去5年間における減反政策（需給調整）の重点実施事項についてお答えします。

現在の米政策といたしましては、米価の安定化を図るため、需要に合った量だけを生産する米の需給調整と、農地の有効活用や食料需給率の向上を目的とした経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金とを一体的に推進しています。

水田活用の直接支払交付金は、国から農業者への交付金を直接交付する制度であり、主食用米が作付されなかった水田の有効活用と、食料自給率が低いとされる麦や大豆などの戦略作物の生産振興を促すことを目的に、それら作物の生産を行う農業者に対し、面積及び収量に応じて交付金を交付する制度であります。

この交付金においては、過去5年間で大きな制度の変更や各栽培品目における交付単価の変更などはございませんが、令和4年度より新たな制度として畑地化促進事業が新設されました。

これは、水田を恒久的に畑地化して、野菜や果樹などの高収益作物や麦・大豆などの畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、面積に応じて交付金を交付するとともに、畑地化後、生産が安定するまでの5年間にわたって交付金を交付する制度でございます。

これにより、米の生産面積を恒久的に抑制するとともに、農家所得の向上と食料自給率が低いと言われる生産品目の生産拡大を促す施策であります。

続きまして、ロ．転作補助金の推移はについてお答えいたします。

まず、国・県からの補助金の有無についてでございますが、現在、転作を行う農業者に給付される補助金は、先ほど答弁申し上げました国の水田活用の直接支払交付金のみであり、県の

補助金はございません。

また、町が事務局を務め、町内における米の需給調整や水田活用の直接支払交付金の事務を担う坂城町農業再生協議会に対して補助金が交付されています。

協議会では、経営所得安定対策の普及・促進活動をはじめ、交付申請書などの書類の受付やデータ入力、対象作物の作付状況や作付面積の確認など、様々な実務を担っておりますので、それらの運営経費相当額が経営所得安定対策等推進事業費補助金として、国から県・町を通じて坂城町農業再生協議会に交付されております。

坂城町農業再生協議会が交付を受ける当該補助金の推移といたしましては、令和4年度は326万円、5年度は137万3千円、6年度が131万円となっております。

続いて、令和6年度における町転作補助金の交付実績及び交付対象水田面積についてお答えいたします。

町単独事業の転作補助金は、需給調整の趣旨に基づき、町としても米の生産抑制、空いた水田の有効活用及び転作を推進・奨励していくために行っている事業で、対象となる農家への補助金の交付手続は坂城町農業再生協議会が担っております。

令和6年度については、町全体で56ヘクタールの水田で転作が行われ、237名に対し125万6千円の転作補助金を交付しております。

地域別面積の内訳といたしましては、坂城地区が3.4ヘクタール、中之条地区が1ヘクタール、南条地区が3.4ヘクタール、村上地区が48.2ヘクタールとなっております。

11番（朝倉君） 需給調整について、町の答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。米の生産調整による米価の安定を主眼として様々な事業の展開がされております。減反政策が実行されて以来、米価の下落はつい最近まで営農を継続できないレベルまで落ち込み、兼業農家の離農が多く発生し、専業農家への農地集積が進み、まさに二極化している状況でございます。

このような状況の中で、一つとして、恐らく今後5年ぐらいになりますと、兼業農家での水稻栽培の多くは専業農家へと移行することが推定されます。専業農家の育成支援についてどのように考えているかお聞きしたいです。

2点目として、農業を守るために新たに参入を希望する個人・法人について、耕地の有効利用や荒廃地を極力少なくする、多面的な機能を維持する観点から支援策をより拡充して、町内、町外の農業従事者の確保を求めているかなければいけないわけですが、この点についてどのように考えているか。また、農業に参入する場合には初期投資が多額となり、参入の障害となっております。これらについての対策はどう考えているのか。

3として、米価の高騰のような事態が発生しますと、過去もそうでございますが、これからも農地の確保に関する縛りが、国や県の条例や法律の改正シフトする例が過去多く見られてお

りますが、当町のような面積の少ない町で中山間地に位置するところでは、土地の利用は大変な知恵と工夫が重要なことだと考えております。農業も大変重要な産業でございます。町の発展の歴史を考えると、耕地面積の少ない中で生活の安定を求めて、拡大再生産のできる製造業へと少ない土地を利用して転換をし、現在の製造業の町が成立していると判断しております。町の歴史、経過を踏まえ、土地利用について、県・国への陳情要請活動を積極的にしていただいて、今後の土地利用について問題のないような形で展開をしていきたい。土地利用についてどういう考え方をお持ちか、再質問をさせていただきます。

商工農林課長（北村君） 再質問に順次お答えします。

まず、一つ目の水稻栽培を担う専業農家への支援策についてお答えいたします。ご質問にもありましたが、現在、既に町内の多くの水田の水稻栽培を少数の大規模農家で担っていただいているという状況であります。将来にわたって町内の水田を適正に維持していくためには、水稻栽培の担い手は非常に重要な存在ですので、今後、水稻栽培の専業農家をはじめ担い手と呼ばれる認定農業者や認定新規就農者の皆さんにご意見をお聞きしながら、必要な支援策について研究してまいりたいと考えております。

続いて、2番目の支援施策を拡充した農業従事者の確保策につきましてお答えさせていただきます。

新規就農者の確保につきましては、窓口での就農相談をはじめ各種就農相談会に参加したり開催をしているほか、県や県関係機関との情報交換を行い、新規就農者の確保に努めております。

新規就農者向けの支援施策としては、国等の支援制度に加えまして、町単独でも住居助成事業や農機具等購入助成事業を設けております。まずは、こうした制度のPRを行う中で、今後も農業関係機関と連携を図りながら、新規就農者の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

続いて、三つ目の今後の土地利用に関する考えについてお答えいたします。

議員さんがお話しされましたとおり、坂城町の工業の発展につきましては、戦時中の疎開企業の誘致や、町内の主要企業で技術を身につけた中堅社員がスピンオフし、企業を創業していったことが要因として挙げられますが、その背景として、耕作できる農地の面積が少なかったことも要因して挙げられると考えております。

今後の土地利用につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたが、限られた土地を有効活用し、農業のみならず工業、商業なども考慮し産業振興を図っていく必要があります。国・県に対しましては、機会を見ながら、土地利用に対する要望や要請などを行ってまいりたいと考えております。

11番（朝倉君） ただいまご答弁をいただきました。いずれにしても米価が異常に高騰し、市

場でのお米の確保に各家庭で大変苦慮している状況であり、この状況を早急に安定へと移行していかなければいけないというふうに考えております。そういう面で、今回の需給調整を含めて、農業政策の抜本的な改善ができますように、町も、そして国・県もこの現状を鑑みて、積極的な農家の育成、そして安定して主食米が購入できるようなシステムづくりに適応し、求めていきたいというふうなことを考えているところでございます。

そのことを町としても積極的に展開していただきたいということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問は、放置竹林についてでございます。

イ、町の対応策はということで、現在、放置竹林は、私の上平区では河川愛護デーで、いつも区の全員が出て、河川の整備をしているわけですが、出浦川という暴れ川があるんですが、そのところに不在地主あるいは地権者不明の放置竹林が存在してしまっていて、その撤去に非常に時間を割いております。

特に、切ることは誰でもできるわけですが、その措置は、竹ですので相当長いものがありまして、置く場所もないものですから、のり面に置いているわけです。それが雨が降ったりなんかしますと川に流れ込みまして、豪雨等の状況が発生しますと、その竹が川に流れ込んでせき止めて、これが大きな決壊になるとか、そういう災害になることがあります。

住民の皆さんは一生懸命その処理に時間を割いております。これを専門業者に持ち込むとすると、相当の費用が発生するということもありまして、区としてもちょっと難儀で、どうしようもないという状況で苦慮しています。

今回お願いしたいのは、切った竹の処置に町で何か支援をしていただく中で、防災という観点からも何とかしたいということが今回の質問の趣旨でございます。

それと同時に、耕作放棄地の中にも放置竹林が存在してしまっていて、私もそういう経験があるんですが、ブドウを栽培していた横に放置竹林がありまして、3年ぐらい前に大雪が降ったときにですね、その竹やぶが倒れてきて、ブドウ棚が全部倒れちゃったということを私も経験しました。

そういうことで、町の放置竹林の処理を地権者の皆さんには責任を持ってやっていただくということも非常に重要なことでありますので、その辺の啓蒙についてもどのような支援をしていただけるか、これについて質問をさせていただきます。ご答弁よろしく願いいたします。

商工農林課長（北村君） 放置竹林についてのご質問にお答えします。

近年、竹林の管理が適切に行われていない放置竹林が全国的に増加し、竹害と呼ばれる問題が深刻化しております。

放置竹林が増えた要因といたしましては、古くから竹は建材や日用品などの素材として、また、食材として広く利用されてきましたが、プラスチック製品の普及などの影響で竹の需要が

減少したことや、輸入品の安価なタケノコが出回るようになったこと、さらに管理者の高齢化や後継者不足も重なったことが挙げられます。

また、竹は生命力や繁殖力が極めて強く、手が増えられなくなるとたちまち広範囲に広がることも増加した要因として考えられます。

さらに、放置竹林は広範囲に広がる地中に伸びる茎、地下茎によって杉やヒノキなどを枯死、枯れさせてしまうだけでなく、竹が高く生い茂ることにより、下層部にまで光が届かなくなり、多くの食物の成長を阻害し、生物多様性を脅かしてしまいます。

そのほかにも農業や生活への影響が懸念されており、里山の放置竹林は農地や住宅地にも侵入し、農作物の生育を妨げたり、倒れた竹が住宅に被害を与えたりするだけではなく、イノシシや鹿など住みかになり、近隣の田畑を荒らすなどの獣害も起きております。

竹は地表から浅い場所に横に広がって根を張り、竹自身の中にも水分をためるため、山の保水力が弱まり、土壌が緩んだ際は竹林ごと斜面を滑り落ち、広い範囲で土砂災害を引き起こすリスクが高まるとされています。

当町におきましても、里山だけではなく、住宅地や農地の周辺、またご質問にありました河川の沿線など放置竹林が散見しており、課題となっております。

ご質問の放置竹林への町の対応策といたしましては、森林環境譲与税を活用して竹の間伐や枯れた竹の搬出などの竹林整備を行っており、昨年度も網掛地区において町道沿い0.4ヘクタールの竹林整備を行ったほか、今年度からは新たに自治区などが森林整備を行う際に、労務費の一部を補助する里山整備事業補助金を創設し、間伐や下刈り、竹林整備などといった森林整備に対する支援を行っております。

次に、町として放置竹林の地権者に適正管理を啓蒙する考えについてお答えいたします。

放置竹林は一度発生させると復旧が極めて困難になります。町では、竹林の適切な管理を啓蒙していくため、今後、土地所有者に対し、適正管理に向けて啓蒙してまいりたいと考えております。

また、放置竹林による竹害を増やさないためには、間伐や伐採をすることが一番の対策となりますが、伐採した竹をどのように有効活用するかも重要となります。

他の市町村におきましては、粉碎機を購入して自治区などへ貸出しを行い、伐採した竹をチップやパウダーにして遊歩道にまいたり、土と混ぜて畑の肥料として再利用する取組を行っているところもあるとお聞きしておりますので、今後、当町でもこのような取組ができないか研究してまいりたいと考えております。

11番（朝倉君） ただいま回答をいただきました。放置竹林についても、放置しておくそうですね、大変な問題を引き起こすものでございますので、この辺についても十分現状を理解していただく中で、啓蒙事業やその対策事業についても、先ほどご回答にあったようなことを具体化

できるような形で、ぜひ検討をお願いしたいということをお願いして私の質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間、休憩いたします

（休憩 午前10時38分～再開 午前10時48分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、4番 水出康成議員の質問を許します。

4番（水出君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

質問表題として、一つ目に防犯活動について、二つ目に、特色ある教育について行います。

初めに、防犯活動について。

今年の1月22日に起きました長野駅前殺傷事件は、まだ記憶に新しいところと存じますが、容疑者逮捕に向けた防犯カメラのリレー捜査の効果を捉え、3月の定例会において同僚議員から本町の防犯カメラ設置に関する一般質問がありました。

町として、万が一事件が発生した際には早期解決の一助になるものと考えており、町内に設置している監視カメラのほか、消防団車両を含む公用車への設置を進めていくことや、町ぐるみで関係団体とも協力し合い、犯罪を未然に防止する活動に強い意識を持ち取り組まれていることを共有できました。

また、県では、今年の2月に防犯カメラ設置に関する補助事業を検討する意向を公表していました。

一方、県内の犯罪件数の状況について確認してみました。長野県警察の統計資料によりますが、全県の刑法犯認知件数について、令和4年度6,635件、令和5年度7,769件、令和6年度7,673件でした。6年度は前年度より微減ですが、令和4年から1千件以上の増加を示し、断定値ですが、令和7年度4月末時点では2,430件、前年同月までとの比較で178件、7.9%増加になっていました。

坂城町では、令和5年度41件、令和6年度42件とほぼ横ばいにあります。令和6年度の本町の犯罪手口を見ると、自転車盗難7件、万引き4件、出店あらし2件、器物損壊1件、その他28件となっております。

数値的な状況もさることながら、殺傷事件や、プールのシャワーヘッドや消防備品の筒先、ホース金具、電線、農産品などの盗難事件、交通違反現場等、犯罪映像を多く目にしている私たちは、治安に関する不安は増すばかりと思います。そして、監視や防犯カメラの活用が犯人の手がかりを探るのに有効であることをますます認知するところです。

犯罪抑止につなげるため、防犯カメラを個人や団体で設置される方も増えてきているのではないのでしょうか。

長野県警察では、地域の防犯活動に取り組もうとしている地域住民により構成される自治組

織、組合または団体、市町村を対象に、新たに設置する防犯カメラの初期費用の一部を補助する事業に関して、令和7年度の実施内容を決め、令和7年度長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業、以下は防犯カメラ設置事業と言います。について、県ホームページに3月14日付で公表しました。

公表されている内容を抜粋して紹介しますが、目的は、地域住民の犯罪抑止と不安解消と自治組織等及び市町村が防犯カメラを設置するための経費を補助することを目的としています。

事業内容は、新たに録画機能を持つ防犯カメラを設置する事業が対象となります。

補助対象者は、設置場所の所有者の同意を得ること、道路交通法等の法令に基づく許可を取得することを求められています。

補助対象経費等は、防犯カメラの購入及び設置費用が対象となり、自治組織等は経費の50%、市町村の場合は33%の補助率で補助されます。補助金の上限は25万円となります。

補助金の交付申請は、申請者が所定の申請書を提出する。

補助金の交付条件は、防犯カメラ設置管理規程等を定め、設置場所の表示、適正管理が求められます。

防犯カメラの映像の提供は、警察からの協力依頼に応じて画像提供が求められます。

申請期間は、令和7年4月1日から同年の10月31日まで。予算がなくなり次第、受付が終了となります。申請期間が短いですが、設置を検討されている団体等にとってはありがたい補助事業です。

県の補助事業ですが、町としてもできるだけ多くの方々に周知し、早めに防犯カメラ設置事業の存在を知ってもらうことが肝要と考えます。

防犯カメラ設置事業として、県より3月に本町へも周知の依頼があったものではないかと思います。そこで、町の対応について、防犯カメラ設置事業について、4点伺います。

一つ目に、県の促進依頼に関して、各自治区や組織・団体等への周知状況を伺います。

二つ目に、設置されている防犯カメラが狙いとしたエリアを撮影できているか、カメラの異常はないかなど、町公共施設に設置されている防犯もしくは監視カメラ撮影範囲やモニター映像の定期的な点検状況を伺います。

三つ目に、今回の防犯カメラ設置事業を利用する上では、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ短期間で申請するため、県の指導も必要と思われますが、画像についてプライバシー保護の観点より、個人情報情報の取扱いに留意する対応について考えを伺います。

四つ目に、公共施設において、防犯及び監視カメラの設置は行われておりますが、今回の防犯カメラ設置事業を通じて、町として防犯カメラ設置箇所追加への考えを伺います。

次に、ロとして、町公共施設での防犯訓練について。

今年の5月8日に、東京都立川市の市立第三小学校で、同校に女兒を通わせている母親の知

人である40代と20代の男2人が校内に乱入。教職員5名に顔面打撲などのけがを負わせたという前代未聞の暴行事件が発生しました。

教職員がさすまたなどを使って男2人を取り押さえた。児童を別教室などに避難させ、机でバリケードを築くなどし、教職員5人がけがを負ったものの子どもは無事であり、学校の防犯マニュアルに従った訓練が功を奏したとされています。

遡ると、開かれた学校、昭和62年の教育改革で、地域住民にも子どもの教育に関わってもらう学校づくりが推奨されて以来、文字どおり門を開放するなど、各学校は学校関係者以外にも出入りしやすい環境づくりを目指しました。しかし、現在では、不審者侵入を想定するような危機管理意識は極めて希薄だったと言わざるを得ません。

平成13年に学校内で児童8人が刺殺され、教員を含む15人が重軽傷を負った大阪教育大附属池田小学校の児童殺傷事件は、社会を震撼させました。事件は、学校の安全の在り方を見直す契機となり、危機管理マニュアルの作成や防犯カメラの設置、不審者対応訓練などが全国の学校で進みました。

しかし、今も校内に不審者が侵入する事件は後を絶ちません。令和5年3月1日には、埼玉県戸田市の中学校に少年が侵入し、教員を切りつけた事件が発生し、文部科学省では、不審者の学校侵入防止対策の強化を図ることを各教育委員会等に対して、各学校の設置者において危機管理マニュアルの総点検を行うこと、校門等の施錠管理を支援するオートロックシステム等の整備について、国の補助事業を拡充するので活用いただきたいことの二つを柱とした学校侵入防止策の強化について発出しています。

しかし、今回、立川市の小学校の事件が発生してしまいました。保護者の関係者が侵入したという防犯マニュアルの想定に反した事件ではありますが、起きてしまいました。冒頭で触れましたが、防犯マニュアルに基づく対応訓練が行われていたことの効果があったことは評価してよいのではないのでしょうか。

そして、この事件を受けて、緊急に不審者侵入を想定した実地訓練を早速行った学校の報道もありました。やはり、万一の有事に備えた訓練は必要なことと思います。

そこで、比較的多く人が集まる町の公共施設において、代表施設としては保育園、小中学校、役場、文化センター、図書館、以下を総称して公共施設と言います。侵入事件を想定した防犯訓練、以下は防犯訓練と言います。について伺います。

一つ目に、各公共施設の防犯訓練について、対応状況として訓練の有無、実施の場合は訓練内容や回数、防御備品や設備の設備整備状況等を伺います。

二つ目に、不審者の学校侵入防止対策の強化について、学校の危機管理マニュアルの点検調査について、直近の確認結果を伺います。

三つ目に、公共施設の防犯訓練について、実施された訓練より問題箇所の抽出と改善方法の

検討は行われているのか伺います。

以上について、答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま、水出議員さんから1番目としまして防犯活動について、イ、ロと具体的なお質問をいただきました。私からは全体的な考え方についてお話し申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

町では、千曲警察署や町防犯協会、町防犯指導員会などの関係機関と連携して、地域住民の防犯意識を高め、安全で安心な地域社会の実現を目指して、防犯パトロールの実施や防犯灯の設置、地域住民への啓発などの防犯活動を実施しております。

また、犯罪抑止や安心感の向上、トラブル時の行動把握などを目的に、坂城町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づき、町の施設など管理上必要となる箇所に防犯カメラを設置し運用しております。

防犯カメラの画像についてプライバシーや個人情報の取扱いの質問であります。町で防犯カメラを設置する際は、施設管理や犯罪の抑止効果などを明確にした上で、必要とされる箇所に設置をしております。

また、設置したカメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、撮影される側のプライバシーを侵害することないように、十分に配慮をしております。

町施設等に設置した防犯カメラにより撮影した画像は、施設内の事務所に記録媒体を設置し、一定期間経過後には消去を行い、個人情報の漏えい防止に努めているところであります。

次に、防犯カメラ設置箇所追加の考えとのお質問であります。現在、施設管理や防犯の観点から、必要とされる施設を選定し、カメラを設置しております。

今後につきましても、新たな施設の建設などの際には、防犯上必要と考えられる箇所について、設置の検討を行ってまいりたいと考えております。

町としましては、今後も引き続き、地域住民や警察、町防犯協会、町防犯指導員会、青少年を育む町民会議、千曲少年警察ボランティアなど関係団体と連携した防犯体制の強化を図り、犯罪から住民生活を守るとともに、地域ぐるみの防犯活動や防犯意識の啓発に努め、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、ロの町公共施設での防犯訓練についてであります。役場、文化センター、図書館は、不特定多数の方が利用する施設であるのに対し、保育園、小中学校は子どもや保護者、教職員等特定された人物が利用する施設であり、侵入者に対する予防策や対応は異なっております。

詳細につきましては、この後担当課長からお答えいたしますが、共通する対応といたしましては、防犯カメラによる監視のほか、さすまたやカラーボールなどの防御備品を準備しており、

各職員においては、有事の際は複数の職員で対応することや、警察に連絡することなど、対応の手順や役割を確認し、万が一の事態に備えているところであります。

また、他市町村で発生している事例では、職員の対応の仕方が発端となり、トラブルに発展するケースもあることから、防犯訓練や防備備品などの整備に限らず、町ではこれまでも接遇研修やクレーム対応研修などを実施し、誠意を持った対応ができるよう努めてきており、今後につきましても、このような機会を通して、職員のさらなるスキルアップを図り、来場者とのトラブルの未然防止に努めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1. 防犯活動についてのイ. 防犯カメラ設置促進についてのうち、各自治区や組織団体等への周知状況と、町公共施設に設置されている防犯カメラの撮影範囲やモニター画像の点検状況についてお答えいたします。

ご質問にありました、長野県警察で実施をしている令和7年度長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業につきましては、住宅侵入や車上荒らしなどの地域住民の身近で起きる犯罪などの抑止を目的として、連続して録画できる機能を有する防犯カメラの設置費用の一部について、補助を行う事業であります。

また、補助対象者は、地域の防犯活動に取り組もうとする地域住民により構成される自治組織及び組合または団体で、総会、役員会その他、意見を集約する場において、防犯カメラを設置することが承認されている団体であり、そのほか市町村や教育委員会なども補助対象となります。

この事業の各自治区や組織団体等への周知状況につきましては、事業の実施主催として、長野県警察や千曲警察署において、ホームページ等により周知を行っております。

また、今年度の更埴防犯協会定期総会や更埴職域防犯協会定期総会においても、千曲警察署生活安全課や防犯協会が、積極的に事業のPRをしており、今後、町といたしましても千曲警察署等と連携し、今後開催予定であります坂城町防犯協会定期総会を通じて、周知してまいりたいと考えております。

次に、公共施設に設置されている防犯カメラの撮影範囲やモニター画像の点検状況についてでございますが、撮影の状況は、日々、施設内にあるモニターで確認しており、撮影範囲に支障を来す場合や、設備に異常が発覚した際には、必要に応じて保守点検業者に確認するなど、速やかに対応を行っております。

教育文化課長（細田さん） 1. 防犯活動について、ロ. 町公共施設での防犯訓練についてお答えいたします。

保育園、小中学校につきましては、法令等において、不審者侵入などの危険等発生時の危機管理マニュアルなどの作成が義務づけられており、町内の各園、各学校においても作成し、対応しているところであります。

ご質問の侵入事件を想定した防犯訓練の状況といたしましては、保育園では、各園で作成している安全計画の中で定めている不審者立入り対応マニュアルに合わせた訓練を、年1回実施しております。

訓練の内容といたしましては、不審者の侵入を想定した園内での情報伝達の手順の確認、園児の安全確保、避難、警察等への外部通報といった手順で、職員を不審者役として実際に行っているところであります。

小中学校におきましては、各学校で不審者侵入時における対応マニュアルを策定しており、保育園同様、発生時の職員の役割の確認や校内での情報伝達の手順、児童生徒の安全確保、避難、警察等への外部通報といった手順を、年1回職員全員で確認を行っているところです。

また、小学校におきましては、児童・教職員を対象に外部講師を招き、通報や不審者対応、児童誘導等の学習や訓練を実施し、安全対策に努めております。

次に、防御備品や設備の整備状況といたしましては、まず、予防策として、先ほど、町長の答弁にもございました防犯カメラやさすまた等の準備以外に、保育園では、園の敷地内へ入る門を常に閉じておくことで侵入しづらい状況にしているほか、学校においては、校舎入り口の事務室において、来校者の確認などにより不審者の侵入防止に努めているところであります。

続きまして、役場、文化センター、図書館においては、保育園、小中学校と違い、広く多くの皆様が集まる施設であり、どの施設においても業務の性質上、侵入防止策を講じるのではなく、誰もが気軽に相談などに来庁・来館いただける雰囲気づくりに努めており、最近の事件にあるような保育園や小中学校に通う児童生徒など特定された人物を狙った侵入は、想定しにくいと考えます。

しかしながら、施設内において職員や建物等へ危害を加えようとするなどの不適切な行動事例は、他の自治体でも発生しており、当町においてもないとは言いきれないことから、先ほどの町長からの答弁にもありましたとおり、対応の手順の確認や、防御備品の準備をしているところであります。

次に、学校の危機管理マニュアルの点検調査の結果についてのご質問にお答えいたします。

直近の調査といたしましては、令和5年に埼玉県戸田市の中学校において、刃物を持った不審者が校内に侵入し、教員がけがを負う事件が起きたことから、同年3月に文部科学省から不審者の学校侵入防止対策の強化について通知が発出され、各学校において危機管理マニュアルの点検・見直しが求められました。

このことに併せ、文部科学省の通知に基づき全国小中学校に対し、危機管理マニュアルの作成の有無、またマニュアルへの不審者侵入時の対処方法の記載の有無の調査が実施され、当町においては、小中学校4校全てにおいて不審者侵入時の対処方法が記載されたマニュアルが作成されていることを確認し、報告したところであります。

今後も、児童生徒の命と安全を守るため、訓練の実効性を高めるとともに、日常の危機意識の醸成を図る中で教育を継続し、防犯対策の一層の充実に努め、引き続き、地域や関係機関とも連携しながら、安心・安全な学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

続いて、防犯訓練について問題箇所の抽出と改善方法の検討についてであります。不審者侵入対応訓練を実施している保育園では、訓練後において、反省点を各園の職員間で話し合うほか、3園で保育内容を話し合う検討会の中でも、各保育園の訓練で課題となったことなどについて検討事項として議題とし、3園共通の園児の安全確保策を話し合い、共有することで、有事の際の園児の安全確保に万全を期しているところであります。

また、防犯上の軽微な懸案事項につきましても、その都度、交番や千曲警察署に相談し、対応いただくなど、平常時から警察との連絡を密にすることで、子どもたちの安全確保を図っているところであり、万が一の緊急時においても、迅速な対応が可能になると考えるところであります。

いずれにいたしましても、有事における対応を図れるよう、職員間で情報を共有し、問題点・疑問点等がある場合は、早急に話し合い、解決することで、自身を含め子どもたちの安全確保や、防犯対策に取り組んでまいりたいと考えております。

4番（水出君） ただいま、町長及び担当課長より丁寧な説明やら答弁をいただきました。まず、防犯カメラ設置についてはですね、せっかく県の事業で補助があるというところも、うまく活用する中、特に取付けを進めたい団体等があればですね、できるだけその辺はフォローして手助けをする中で設置できればと思います。まずは、本当にこういう情報を知らなかったということがあると一番いけませんので、その辺について周知徹底はこれからもお願いしたいかなと思います。

あと、防犯訓練で不審者侵入に対しての対応訓練でございますけれども、保育園については、先生がある程度不審者になって訓練をされて、その辺を含めて情報交換したり、改善されているということで、大変いいのかなと思っております。

あと、いずれにしろ、小学校、中学校も含めてですけれども、やはり防犯等こういったものは、防災と同じように全くの100点満点という回答はないと思うんですよね。必ず何かしら、特に実地でやっていく訓練の中で、動きの中や場所を含めて、やっぱりこのようにしたらというのが必ず、人も変われば出たりもしますし、そういったところをやっぱり積み重ねていくのが安心・安全なまちづくりだと思いますので、管理マニュアルにとらわれて、それを頭の中で確認するだけでなく、実地の中でやっぱりいろんな動作を行って、改善を日々というか、年ですかね。していくということは重ねてお願いしておきたいかなと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

二つ目の表題ですが、特色ある教育について。

今月、令和6年度の1年間に生まれた日本人の子どもの出生数について、冒頭、同僚議員からも話がありましたけれども、68万6千人ということで、前年度より4万1千人余り減少したという話がありました。

統計を始めて、初めて70万人を下回ったという厚生労働省の発表でございますけれども、人口減少を止めることは難しい状況にある中、国や各自治体では、子育て支援、婚活支援などの充実を図り、取り組まれているところであります。

そういった中、関連していろいろ見ている中で教育移住という言葉を目にしました。2020年頃から言葉としては使われるようになってきたそうですが、教育移住とは、教育を目的としてほかの地域に移り住むことをいいます。海外留学やスポーツや芸術など、得意な才能を伸ばす上で有名校や著名な指導者の下へ家族ごと移住するということは、過去からもありました。

特にコロナ禍以降、リモートワークが可能になったことで、子ども時代は自然とともに生き、遊んで学ぶ、豊かな心を育むことができる教育環境を選び、移住する人が増加しているようです。子どもを持つ親にとって、教育は大きな関心事の一つです。よりよい教育を子どもに受けさせたいと考える人は少なくないでしょう。

それを実現する方法として、教育移住という選択肢に先進的な教育環境を掲げて、教育移住を推進している学校があります。掲げている学校の先進的教育の特徴は、ICT教育、理数教育に創造性教育を加えた学び、STEAM教育、STEAMとは科学、技術、工学、芸術、数学の五つの英単語の頭文字を合わせた造語だそうです。そのほか国際教育と子どもたちが自立と共生の力を身につけ、自分なりの人生を歩むことを目指したイェナプラン教育、自然教育、地域活動体験学習教育、この六つを教育特徴として、いずれかを掲げて各校は紹介されていました。長野県内でも教育移住としては、私立校ですが、3校ほど紹介がありました。

本町も、教育移住ということでの意識ではございませんが、坂城小学校では学有林に関わる自然教育、村上小学校では地域の方々と関わる地域活動体験学習、南条小学校では地域コミュニティ学習の金管バンドなど、各校の特色ある教育がなされております。

そこで、令和7年度学びの改革リーディング校支援事業の指定を受けることで、将来特色ある教育の町として選ばれる学校への期待を膨らませたいところであります。本年度より、学びの改革リーディング校、以降はリーディング校と言います。その指定を受け、学校づくりの取組が開始されております。

質問として一つ目に、リーディング校支援事業の内容を伺います。

二つ目に、本町は何を目指し、どのような取組を取組事項としたのか、概要を伺います。

三つ目に、取組が始まる中、従来との違いなど、現在の状況を伺います。

ロとして、成果を広める活動について。

このリーディング校支援事業では、学校の取組を充実させ、成果を地域に広めていくことを目的に求められています。どのような成果を期待しているのか伺います。

二つ目に、成果を広める活動のイメージはどのように考えているのか伺います。

以上について答弁をお願いします。

教育長（塚田君） 2. 特色のある教育についてのご質問に順次お答えいたします。

昨年度、全ての子どもが好きや楽しい、なぜをとことん追求するために、自らの学び方等を選択でき、自己実現できるウェルビーイングな学校を目指す長野県教育委員会の事業、ウェルビーイング実践校TOCO-TON（トコトン）に、町内4小中学校が共同で応募しました。

残念ながら、ウェルビーイング実践校TOCO-TONの指定を受けることはできませんでしたが、これまで町内4小中学校が共同で進めてきたクロームブック等のICT機器を活用した4人グループでの学び合い、特別支援教育のノウハウを生かした多様な子どもを包み込む環境づくり等が評価され、学びの改革リーディング校として指定されたところであります。

初めに、イ. 学びの改革リーディング校についてのご質問のリーディング校支援事業の内容ですが、本支援事業は、長野県教育委員会が掲げる教育改革の施策方針に基づき、先進的・先端的な学びの実現を目指し、新しい学びの形を創出する取組を支援するもので、事業期間は令和7年度、8年度の2年間であります。

県が提供する支援メニューとして、加配教員の配置、他の先進校への視察機会の提供、有識者による学校訪問指導、県指導主事の要請優先対応、県教育委員会指定のウェルビーイング実践校TOCO-TONとの合同研修会やフォーラムへの参加など、多角的な支援体制が整えられております。当町におきましては、本年度から県から配置された加配教員を中心に、町内4小中学校において、さらなる教育改革に取り組んでおります。

次に、当町の目指す姿についてお答えします。

AI技術の発達など急激に変化する現代社会では、知識基盤社会から知恵を出し合い、あるいは協力して課題を解決する社会に変化してきています。この変化に対応するため、学校教育においては、一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となるよう、その資質・能力を育成することが求められております。

また、令和6年度こども白書でも示されているように、日本の子どもたちの自分自身に満足しているという自己肯定感は向上しつつもあるも、諸外国の子どもたちに比べて低い傾向があります。文部科学省の分析によると、「日本においては、諸外国と比べて、自己肯定感と自己有用感が強い関係にある。自己有用感とは、他者からの評価から生まれる自己肯定感のことで、自己有用感が高いと自分に自信が持てるだけでなく、自分のことをよいと評価してくれる人

を大切にするため、人間関係が良好に保たれやすい傾向がある。」「学校において、学級やグループで課題を設定し、自ら考え、自分から取り組むなどの主体的な学びや、友達との話し合いなどの他者との協働等を行っている子どもは、「自己有用感」に関する意識が高い傾向がある。」とあります。

これらを踏まえ、当町の4小中学校の目指す姿を、「子どもも、教職員も、自己肯定感を高めることができる学校づくり」とし、共有ビジョンとして「自己有用感を高めることができる学校づくり」の実現を掲げております。

次に、当町の取組と従来との違いや現況についてお答えします。

一つ目に、これまでも当町で取り組んできたクロームブック等のICT機器を活用した4人グループでの学び合いを取り入れた授業改善をさらに進めてまいります。

150年前から現在まで、これまで主流として行われていた一斉授業から脱却し、4人1グループで生徒同士が、お互いに質問をしたり相談をしたりして、学びを深めていく協働的な学びを軸とした学習形態へと転換を進めております。

本年度からは、4人1グループの学習についても、これまでの何々について考えよう、何々を調べてみようといったLet's型、やろうというところから、なぜだろう、どうしてだろうといったQWH型、Question、Why、Howなどの問いかけをすることにより、今まで以上の積極的な意見交換を促しています。

子どもたちは、互いの違いを認め合い、友達との関わりの中で自己有用感を実感し、それを積み重ねることで自己肯定感が育まれることが期待されます。

二つ目に、麻布教育ラボ「校内研イノベーション」を町内4小中学校で実践し、授業研究会の在り方を変革していきます。

授業研究会では、従来の授業者が勉強するための研究会から、参観者が主体的に学び合う形式へと改善することで、教職員の自己有用感が高まり、授業改善等にも前向きに取り組むことができると思っています。教職員は、子どもが自己肯定感を高めることに大きな影響を与えています。自己肯定感が高い教職員が子どもに接することで、子どもによい影響を与え自己肯定感を高めることにつながると考えております。

三つ目に、多様な子どもを包み込む環境を整えていきます。

当町では、町独自にすくすく相談、すくすくランド、教育支援委員会等の発達フォローを行い、その子の特性に応じた支援を早期に実施し、通常の学級への適応を図っていくことが可能となっています。インクルーシブ教育システムが一層機能するように、特性に応じた指導や支援の在り方等を研究し実践することで、子どもたちの自己肯定感を高めることにつながると考えております。

四つ目に、子どもと向き合う時間、子どもがわくわくする授業の教材研究をする時間等を確

保できるように、日課等を見直していきます。

教職員は、多岐にわたる業務の中で、指導内容をこなすことに精一杯となっている現状があります。各校において日課等の見直しを進め、1単位時間の授業時間の変更、下校時刻を早める、午前授業日を設ける等の工夫を進め、子どもと向き合う時間を確保したいと考えています。また、子どもにとって魅力ある授業づくりのために、勤務時間内に教材研究をする時間を確保することも可能となります。さらに、保護者との個別懇談を年2回実施し、家庭と連携を深め、子どもたちをサポートしていきます。時間に余裕が生まれることで、子どもや教職員のモチベーションの向上につながると考えています。

これらの取組を通して、子どもも、教職員も、自分が他者の役に立っていると感じる自己有用感を高め、自分自身を価値ある存在として肯定する気持ちである自己肯定感を高めることにつながっていくと考えております。

先月14日に坂城中学校において、授業公開を行い、全体講師の麻布教育ラボ所長の村瀬先生や町内3学校の教職員が参観しました。授業の中で、先生が投げかけた問いに対し、4人1グループとなった生徒たちは、クロームブックを活用しながら、活発に意見交換を行う姿が見られました。参観された全体講師の村瀬先生からは、生徒たちの学び合いが起こる先生の問いづくりの工夫等が評価される一方で、授業後に行われた授業者と参観者との授業研究会では、従来のような授業者の指導方法に対する評価の話し合いになってしまい、子どもの姿を通して学んだことの話し合いがなされていなかったグループもあったとのことでありました。

今後、それぞれの小学校でも授業公開が予定されておりますので、引き続き改善に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ロ. 成果を広める活動について、どのような成果を期待するかについてお答えいたします。

当町では、子どもも、教職員も、自己肯定感を高めることのできる学校づくりを根幹に据えて、その実現に向けて町内4小中学校が同一歩調で取り組んでおります。子どもたちの自己肯定感が高まることで、精神的に安定し、困難にも冷静な気持ちで乗り越えることができると考えます。また、ありのままの自分と他者を認める力を育て、変化の激しい社会の中でも他者と協働しながらしなやかに生き抜く力を身につけることが期待されます。

また、この取組は、単なる学習方法の改革にとどまらず、教職員自身が子どもの見方を問い直す機会ともなっております。従来の一斉授業から協働的な学びへの転換、授業者が学ぶ研究会から参観者が学ぶ研究会への見直し、子どもの特性に応じた指導や支援の在り方等、教育観そのものをアップデートしていくことで、児童生徒の学力や社会性の向上のみならず、教職員の意思改革や専門性の向上にもつながるものと認識しております。

次に、成果を広めるための活動についてお答えします。

学びの改革リーディング校支援事業におきましては、その成果を地域の学校へ広めていくことを目指しておりますが、本町におきましては、坂城町学校職員会を組織し、町内4小中学校が、横断的に連携して取組を進めております。各校の授業公開において、互いに授業を参観し、授業研究を行い、学びの改革を進めていることから、いわゆる周辺校への情報発信は、日常的な連携の中で実施されている状況にあります。

今後は、本年度の実践を基に、来年度も授業公開や授業研究会を継続するとともに、長野県教育委員会の協力を得て、授業公開日等に他市町村の教職員を招く機会を設けるなど、より広域的な教育改革の一助となるよう努めてまいります。

また、各学校のホームページには、学びの改革リーディング校として目指すものを踏まえた学校の教育方針等が掲載されております。あわせて、児童生徒の日常的な様子が、学校のホームページや町のホームページにも掲載されております。学校生活における児童生徒の生き生きとした姿を、多くの人に知っていただきたいと思います。

今後も、引き続き、町内外の教育関係者との情報交換や協働を通じて、持続的な教育改革と地域全体での子どもの育成に取り組んでまいりたいと考えております。

4番（水出君） ただいまは、教育長より丁寧な説明をいただきました。学びの改革リーディング校支援事業については、2年後の成果を大いに期待したいところです。

冒頭、教育移住なる言葉に触れましたが、移住そのものが目的でなく、やはり坂城町の学校はすごい、すばらしい、そんな評価を受けることで、私たち町民も張り合いやら誇りに思え、また活力が出てくるのかなと思っております。こういったことを、また県内の教育レベルが上がるとともに、いろいろなところに広がり、町としてもうまくプロモーションができるようなものにつながればいいなということで期待しております。私も自己肯定感を持てるように、議員活動をまた頑張っていきたいなと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（中嶋君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日18日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時39分）

